

外国人の運転免許取得に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二日

姫井由美子

参議院議長 江田 五月 殿

外国人の運転免許取得に関する質問主意書

外国人が日本で運転免許証を取得しようとするとき、母国語で受験できると便利である。各都道府県の運転免許試験場のなかで、英語での免許試験を実施している試験場は多いと聞くが、例えば外国人登録者数で首位の中国の人たちの母国語である中国語で実施している試験場はわずかであると聞いている。

そこで、以下質問する。

一 全国の運転免許試験場について、外国語での試験を実施している試験場の名称と、受験できる外国語の一覧を示されたい。

二 中国語での試験を実施している試験場が少ない理由について、政府はどのように考えているか。

三 日本が今後多くの外国人を受け入れていくとするならば、外国人が運転免許を取りやすくなるよう、外国語で受験できる試験場を増やすことが望ましいと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

一、

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、